

## 光が丘第八保育園民間委託化対策協議会（第11回）要点記録

平成17年5月14日（土）

於：光が丘体育館

文体はすべて「である」体、または体言止めに統一する。

区管理職以外は、保護者・区議会議員も含め、個人名を表示しない。

文中、「保護者側出席者」は「保護者」、「保護者側司会」は「司会」、「光が丘第八保育園」は「光八」と表記する。

司会 開会する。

（双方自己紹介）

司会 では、始める。手元に届いている資料はきょう扱いたいということか。

課長 そうだ。

司会 原則的に協議会の運営規定では、前の週の火曜日までに届いていないと扱わないことになっている。保護者側に確認したいが、普通なら扱えないが、これは扱っていいということでしょうか。

保護者 覚書に関しては、今回、話し合いに関してたたき台として出すということになっており、それに対して先に区の方考え方を示してくれたわけだ。これは事前にといいことだから、そのままいいと思う。視点の補足資料も前回の我々の定例会の時点で補足するものがあったということで、今週始めに要求したものだ。これも今回間に合ったということで出してもらった。資料に関しては、それ以前に出してもらった資料も含めて、問題はないと思う。

司会 わかった。では、進めたい。きょう協議する項目について話したい。審査基準表について話し合いを始めて、視点の補足資料について、きょう確認させていただく。覚書については双方いろいろと意見があるようで、きょう決めることはできないと思うので、とっかかりとして入っていく。今後の協議会のスケジュールについて、話したい。プレゼンテーションのスケジュールもそこで伺うことになると思う。そのほかの確認事項として、運営委員会、覚書、仕様書、スケジュール、その辺についてどうなっているか確認していきたい。

その前に第5回分の要点記録と検討事項記録ができあがったので、この場でサインの交換をしたい。（サイン交換）

では、内容に入っていく。審査基準表について、保護者からの意見があるか。

保護者 基準表について、基本的に最低基準の部分、点数を加重するポイント、合意した部分は、いただいた基準表のAの提案書等による審査についてはきちんと反映されていることは確認した。ここについて結構だ。問題は、その2のほうの、現地調査による審査、園長候補者ヒアリングの審査の部分だ。

司会 待ってほしい。それは正式に説明を受けたか。

保護者 技術的なところ、その辺については実際よくわかっていない。

司会 審査基準表のBとCというのが新しく出たところだと思うが、それについて説明していただきたい。その前に1つ確認しておきたいのだが、このBとCに関しては

各保護者の手元にはまだ届いていないか。

保護者 今回は、後で確認するが、先に資料は私を通していただいている。まず確認してほしいということだったので、全保護者に配ることを一時とめてあった。それで、傍聴される方などにもこういう資料はないといけないので、今後は検討ということも含めて配ってほしいと思っている。これは、受けた私の責任であるので、今回に関しては資料が届いていないというのは区側の不備ではないとことを申し上げる。

司会 届いていないということによいか。わかった。

(傍聴者への資料提供方法についての会話を省略する)

司会 資料について区からいわゆる技術的な問題がある、という話が前回あったと思うが、そこについてどういうことをしたらこうなったのか、説明してほしい。

課長 内容について、前回、保護者からの提案は、私どももその方向でいいと思う、と言った。ただ、その場ですぐに、どういう表をつくるのかという技術的な点で、少し時間がほしいと言った。また、評点の点数が、A、B、Cで、書類審査と、現地調査・園長候補ヒアリングの比率について、4対6ぐらいにしてほしいという要求もあった。そこら辺をどういう配点にするのかというところで今回加味して出した。

考え方については前回話し合ったことと同じだが、現地の既存の施設における運営状況・園長候補者のヒアリング、この二つを分けてある。ただ、40%対60%という要求だったが、配点をいろいろ試してみたが、ぴったりはいかなかった。今のところ43.5対56.5ぐらいの形にはなっている。43.5のほうが提案書等による審査、56.5のほうが現地調査による審査と園長候補者ヒアリングによる審査を足したものだ。全体で850点という合計点で、提案書による審査が370点、現地調査による審査が320点で、園長候補者ヒアリングによる審査が160点という配分にした。要望の4対6という形にぴったりはまらなかったが、概ね皆様の要求を満たしているということを出した。

司会 以上の説明を受けて、保護者側から意見なり質問なりがあるか。

保護者 質問だが、B現地調査による審査だが、もう一つ別刷りで実地調査時の評価ポイントというのがある。これはかなり詳細な項目だが、この二つはどうリンクしていくのか、関連性などがいまひとつ理解できないところがある。実地調査評価ポイントだけでもいいという意見も出て、二つともつけるのは非常に困難な作業ではないかと単純に思った。この辺はどう絡みつけていくのか、聞きたい。

課長 審査基準表は実地調査が終わった後に、最終的につけていくものだ。実地調査時の評価ポイントは、ご発言のとおり詳細な部分がある。これはある施設のプロポーザルのときの実地調査を参考にして、少し足してつくったものである。

実地調査時の評価ポイントは詳細だが、審査表の大きくりの項目に対して、細かい評価基準という位置づけだ。実地調査時の評価ポイントは、たとえば、最初の実地調査時の評価ポイントの基本方針とか、組織、人事管理、安全管理、施設運営、保育の指導というところが運営管理という形になっている。それが審査基準表の評価基準の運営管理は適切に行われているかというところで使ってもらう。

それから、次の保育内容についての質は高いかという審査基準の部分は、次の2のNo3という実施調査時の評価ポイントのポイント内容というところを使っても

らう。保育内容、保育士、子どもの様子、保護者とのかかわり、地域の子育て支援という部分で使ってもらう。実地調査時の評価ポイントの細かい部分をチェックしていきながら総合的に、評価基準の、例えば運営管理であれば運営管理のところの全体的な評価に使うという関連である。

保護者 評価ポイントで、頭に とか がついている。この凡例の意味を教えてください。

部長 今回の質問の前に全体のことで話をする。評価ポイントは、あくまでも評価ポイントだから、最終的にはこの審査基準表に落とし込んだ形で、審査基準表が審査のベースになる。ともすると、現状に目を奪われて流れてしまうので、項目立てをしてポイントを押さえておこうという趣旨でつくった。逆に、ポイントばかりに目を奪われていると全体が見えないという部分もあるので、これについては皆様からも指摘されているが、第1回の選定委員会の中で選定委員にこういう方法で行いたいという区の家を示しながら選定委員の意見を聞く内容だろうと思っている。

いずれにしても実地調査時の評価ポイントの1の運営管理が、審査基準表の一番上の「運営管理は適切に行われているか」に対応する。したがって、評価ポイントの、運営管理の2ページ目の下の総合評価のところにつけたものを、この基準表の5段階の中に落とし込んでいくという形、同じく、評価ポイントの2の保育内容、この最後にやはり総合評価があるが、この総合評価を基準表の2番目のところに落とし込んでいく、そういう対応になっている。評価ポイントは、5つの大きな項目に分かれている。審査基準表は、5つプラス3、ある。その3というのは職員の状況である。これは、評価ポイントというよりも実態はどうなっているか、きちんとその場で調査しなければならないから、評価ポイントではなくて、いきなり審査基準表の中で実際の評価をしていくという形をとっている。

それでは、今の評価ポイントの と であるが、先ほど課長が申したように、このポイントをつくる際に参考にしたものがあった。 については、基本的にヒアリングというか、現地において担当者に聞いて確認をするものと理解してほしい。の部分は、その選定委員が聞くのではなくて、実際に自分の目で見て評価するものである。凡例がついていなかった。大変申しわけない。きちんと追加する。

保護者 今の話の中で、5個と言ったが、私たちがもらっている評価ポイントは3までしかないが、抜けているのか。施設管理、環境整備までしかない。

保護者 給食と保健のところに対応する項目がない。

部長 大変失礼した。給食関係と保健関係の評価ポイントが抜けていた。別冊になっていたので、皆様に送っていなかった。事務のミスだ。申しわけない。至急配付したい。給食関係と保健関係も含めた5つの柱立ての評価ポイントを作成して、細かい評価ポイントをもとにして基準表に落とし込むという考え方である。

司会 保護者側は、資料が欠けていても話はできるか。

3分、保護者側の打ち合わせをするので休憩する。

(休憩)

司会 再開したい。では、保護者側、お願いします。

保護者 基本的に保護者としては、評価ポイントの中身については選定委員ともよく揉んでいただきたいというのが1つある。さらに、2の保育内容というところだが、特

に質にかかわる部分だと思うので、ここについては、以前私どもから出した光八の資料があるが、それをよく見ていただいて、例えば保育の内容の部分、質という部分で本当にこの中身でいいのかというところもある、小動物などを飼っているかとか、何だこれはというところもある。小動物を飼っているのがどうなのかとか、あまり細かいところは今言いたくないが、そういうものも含めてきちんと質が問える内容のものにつくり直していただきたい、というのが1点。

Bの現地調査による審査のところ、これを使うのではなくて、これで通していただきたい、評価ポイントだ。もちろんその中身をきちんとしてもらったうえでということだ。点数的には、A対B・Cを4対6という形で組み直していただきたい、というのが我々の希望である。プラス、保育の質にかかわる部分については、この評価ポイントの中で2点をとった場合はもう落とすということで対応していただくとありがたい。

保護者 今の件を補足すると、Aについては1つ1つの項目にそれぞれ評価ポイントがついて、それで評価をそのままするという内容だが、B・Cについては、これでいろいろ評価ポイント、実際それぞれの評価ポイントということで、せっかくこういうシートが項目立てである。これを要するにAのようにそのまま扱ったほうがよりわかりやすいのではないか。例えばひっくり返して、先ほど言われた総合評価という形に落とすと、ある程度いろいろなところが丸まってしまう可能性があるという判断を持っている。丸めなくても、せっかくこういうものがあるのだったら、その1つ1つをAのように扱って、それぞれについて点をつけてそれについて判断すればいいのではないかという話だ。

保護者 少しだけ補足する。せっかく実地調査においてこのような丁寧な評価シートをつくっているわけだから、今の保育の質について私たちから提案した内容、それを選定委員ともう一度見直していただきたい。その上でより丁寧な実地調査に臨んでいただければありがたい。よろしく願います。

司会 保護者側からこういう内容だが、区側としてはいかがか。

部長 皆様の発言の意味はよくわかる。ただ何点か私から話をさせていただきたい。まず、この評価ポイントをつくる際にどの項目のどのレベルまで評価ポイントとするか、大変悩んだ。本来的に言うと、審査基準表で評価するというのが筋だ。現地調査しても、子どもたちが実際に動き回って、先生たちも動き回っている中で現地調査する、そうでなければ意味がないが、そういう、ある意味でわざわざした中で現地調査をする。そうしたときに、ただ漠然と見に行っただけではポイントを外す可能性があるということが心配だったので、それをせめて外さない程度にポイントをきちんと決めて、それで臨みたいということでこの評価をつくった。そういう意味では、区としては、この評価ポイントは、実際に現地調査する際のベースというか、参考というものであって、最終的にはきちんと審査基準表に落として評価をするべきものだという位置づけで考えていた。

もう一つ話したいことは、既にこれについては各有識者にも送っているが、ある委員から、あまりこういう評価ポイントの項目にこだわると全体が見えなくなってしまう。つまりこれをつけることで精いっぱいになってしまう。本当の子ども様

子とか、保育士の立ち振る舞いということが見えなくなるおそれもあるという指摘ももらっている。そういうことで、私どもとしてはこの評価ポイントの扱いというのは慎重にしたい。第1回の選定委員会の際に、そういう委員の指摘もあったということで、全体として若干協議をしようと思っていた。その中で、保護者はこういう意向、意見を持っていたという話をして、最終的には選定委員会でどうするか決めるということでよければ、間違いなくそのように伝える。その前提として、保育内容の細かい部分について、先般、皆様からもらった保護者が考える保育の質、光八の保育の質にある程度準拠しながら作りかえてほしいという保護者の要請をもらった。どこまで反映できるかわからないが、それについては、時間があまりない中ではあるが、検討してみたい。そういう扱いでよければそうさせていただく。

司会 いかがか。

保護者 実地調査は、今のスケジュールでいつを予定されているのか。

部長 プレゼンテーションが終わった後、最終的に私どもがこのあたりで選定したいという時期を既に皆様に示したが、その間、3週間か4週間くらいある。その期間の中で、恐らく1日1園しか回れないだろうと思っているので、5日間の日程を第1回選定委員会の際に各委員の間で日程調整をしたいと思っている。

保護者 具体的には5月23日から6月16日までの間で5日間とって実地調査を行うということか。

部長 選定の最終段階に入る週は難しいと思っているので、今のご発言に則して言えば、5月23日から6月10日までの約3週間の間の5日間と考えている。

保護者 今、第1回の選定委員会で、選定委員もまじえて我々の意向を伝えてもらう、保育内容については我々の出した資料をもとに中身については検討してもらう、ということだったが、保育内容の部分で2がついたら落とす、この辺の考えを親が持っていることもきちんと伝えていただきたい。

課長 後ほど選定委員会の第1回で確認や決めるべきこと、ということで説明しようと思っていたが、協議会の中で保護者から最低基準の考え方について協議をした結果、審査項目に1が採点された場合には対象から除外される、2がついたときも除外される項目がある、という保護者の意向を伝えて、確認をしていく。

保護者 スケジュール関連でもあるが、確認したい。先ほど部長が言った中で、項目が多くなるとそれをつけることに気がとられて1日ではなかなか難しいという問題があるとのことだ。私たちは、内容をしっかり見てほしい、と思っている。日程ではなく、逆にそれをどうしたらできるのか、例えばどうしても1日に1園ではなく、同じ日にもう1日行って、例えば半分半分見るとかはできないのか。問題点は、その辺のスケジュールと思う。そこら辺については可能かと思う。項目が多くて、多いがゆえに見る内容がないがしろと言っては悪いが、さっと見なければいけないというのは避けたい。

部長 先ほどそういうつもりで言ったのではないが、いずれにしても各委員は、保育内容と一概に言っても、例えばこの部分を見たい、行っても1日か2日だから、その間でどこまで保育の内容を見きわめるのか、というとなかなか難しい。したがって、どこか1つ自分なりのポイントを持って、例えば給食だったら給食をもう徹底的に

見て、全体を判断していくという見方をされる方もおそらくいる、そういう話を実際にいただいている。そのようなこともあり、評価ポイント全部をきちんと埋めて、1つ1つを全部チェックしていくのではなくて、それぞれの委員の見方、それにあ  
る程度委ねるべきだろう。したがって、いろいろなポイントはあくまでも参考に  
してもらい、それをつけて最終的には審査基準表で落とすべきと考える。有識者から  
意見をいただいた上で区が考えている今の内容だ。いずれにしても評価ポイントを  
ここまで細かくしているのであれば、これを完全に見るスケジュールを確保しなが  
らきちんとしてもらいたいという保護者の意見を、協議会の中で受けていること  
についてきちんと話していきたい。

それから、今の話で、ではどうなのか、3週間の中で5日間となっているが、実  
は5日間といっても全委員の日程がそろうかどうかなかなか難しいので、場合  
によっては同じ園を二日間に分けて見に行くということもあり得るかもしれない。そ  
の辺も含めて先ほどの日程調整と言った。いずれにしても、各委員は、応募した事  
業者が運営している園を実際に見る機会の平等性と公平性さえ担保できていれば、  
場合によっては二日間にわたることもあり得ると思っている。

保護者 細かく見てほしいというのは、5点か4点かを細かく判断してほしいということ  
ではなくて、最低基準のほうだ。例えば、その評価シートの中でも事故に対するマ  
ニュアル、防災マニュアル、人命にもかかわるような重要な項目がある一方、先ほ  
どの小動物の話みたいに、どうでもいいことがたくさんある。少なくとも重要な項  
目についてはしっかりと見て、その1項目だけでも抜けているのであれば除外して  
ほしい。そういう意味で細かく見てほしいということである。

したがって、例えば非常に重要な防災のマニュアルとか、防災対策は何もしてい  
ないが、小動物をいっぱい飼っていた、そういうことがないようにしてほしい。要  
は大きくつけるのがいけないということではなく、大きくつけるのはそういうところ  
が心配だと言っている。先ほど、ある選定委員は給食を中心に見るとのことだが、  
みんなが給食しか見なかったらおかしくなってしまう。細かくチェックするところ  
は細かくチェックして、重要な項目に対して、それが満足していなかったら除外す  
るという意味で細かくきちんとチェックをしてほしいということである。

司会 それに関連して、区側では最終的には審査基準表に落として行かざるをえないと  
いう考え方だが、それで考えると、審査基準表のAの項目立ての細かさのレベルと  
いうのが、BとCに関しては均衡がとれていない気がする。問題ないのか。

部長 そういう意味ではチェックシートを別につくっていること、それから、現地調査  
と面接という性格上、全体の印象というか、それぞれの専門家としての目線とい  
うか、そういうものが問われる部分が多い。あえて細かいことにとらわれないで全  
体を見てもらいたいという趣旨でこういう項目にしている。

保護者 考え方はわかった。ただ、こちらのBの保育内容の質が高いか、この項目、これ  
に対応している具体的な実地調査時の評価ポイントの項目が保育内容についてであ  
る。私たちがここの保育内容の質というところに求める内容と、ここにあげてい  
る項目は非常にアンマッチなところがあることを一番危惧している。そういう意味  
で、私たちが提出している質の内容のシートをもう一度精査して、選定委員会の中

で、この項目については必ず見直しをお願いしたい。

司会 区側は、そういう点、大丈夫か。

課長 既に保護者が作られた光八の保育の中身の資料は選定委員に送付しているので、見てもらっている頃だ。そういう意味で、第1回の選定委員会の中で選定委員の意見ももらいながら、すべての項目を全部直すというのは難しいが、保護者が調べて、把握された部分の資料を参考にしながら、必要なところは検討していきたい。

保護者 それについて、選定委員にある意味作業をお願いする形になると思うので、私たちの意向については早目に選定委員に伝えてほしい。選定委員会で話されるのであれば、私たちの意向を伝えたくて、この項目に関して見直しをしてほしい、ということ伝えてもらい、具体的に進められる体制にしてほしい。いかがか。

課長 連絡することはやぶさかではないが、来週の火曜日が第1回の選定委員会なので、そういう意味で直前になってしまうという印象があるが、なるべく早く連絡する。

司会 課長は保護者側からの資料は目を通してと思うが、その目からして、この項目立てについてマッチしているという印象をお持ちか。ずれているという印象をお持ちか。

課長 保育の質について、実地調査時、現場に行って何を見て保育の質を把握していくのかということと、提案書等を含めた中で保育の質を事業者はどう考えているのかというのを把握するのは局面が違うと思う。こちら、実地調査ポイント、現場に行って、即、事実として見ることから、それを通して保育の質ということで、見る事実については、深い記述にはなっていない。なっていないことでそういう印象を受けるかもしれないが、実際に現場に行って、ではそういう理念的な部分も含めた形ですべて把握できるかということ難しい。事実、現場に行った1つ1つの細かい事実を通してどうか、ここの保育園はどう運営しているのか考えていく、把握していくという形でこういう評価ポイントをつくっている。保護者が作られた保育の質ということで、全体にまとめたものにとらえているが、それと実地調査時の評価ポイントが同じというのはなかなか難しいかと思う。現場に行って見るチェックシートと、全体をまとめて把握したものとは性格が違うと思う。ただ、根底にはそういう保護者がまとめられた、そういう保育の質の部分というのは、選定委員は持っていないかと思う。そういう意味で、早目に選定委員に送付して、把握してもらい、現場に行って見ていただくことになる。

司会 よいか。なければ、先に進めるが。

保護者 おおむね了解だが、もう2点ある。1点は、この と のところである。これを見直してほしい。というのは、例えば保育内容の(2)の保育理念をうかがわせるようなものがあるか、これは本当に見ただけでわかるのか。がついているが、見ただけでわかるのか。例えば何かモナリザの絵があって、実はそれが保育理念をあらわすものだったとか、我々は、実際、タイムを知らないし、民間園というか、私立園というのを見たことがないし、また、こういう評価もしたことがないからわからない。それは、実際見れば感じ取れるものだったらいいが、素人目には本当にわかるのかということも幾つか入っているので、 と についても選定委員と相談していただきたい。もう一つは、あくまでも審査基準表のA対B・Cの比率、4対6と

いうところである。その辺の重みづけを我々としてはきちんと守ってほしい。

これは何度も言っていることだが、最終的には点数になるのだろうが、確かに点数というのは大切だが、あくまでも5人の合議ということをお願いしたい、というのが保護者の希望である。

課長 、 、 現実に質問してチェックすることと、見てチェックするというものに分けているが、現実に本当にこれがいいのかどうなのかというのは選定委員の考えもあると思うが、もちろんご発言のとおり、こちら第1回目の選定委員会を出して、これぐらいだったら必要ないという話も、いろいろ経験されている選定委員からはそういう話も出てくるかと思っている。そういう意見をいろいろ聞きながら扱いについて決めていきたい。

保護者 4対6の話だが、私どもとしてぴったり4対6にしていきたいとは思っていたが、ぴったりでなくてもいい。変わったときでもそのぐらいの重みづけでいてほしい。今後選定委員会の中で、保護者はそういう意見だということをお伝え願いたい。

課長 そういうことであれば、伝えたい。

部長 従前から第1回の選定委員会の中で幾つか確認しなくてはいけないことがあり、皆様から寄せられている部分がある。点数のつけ方、加重点の置き方、最低基準のあり方、4対6という保護者からの強い意向など、改めて確認する内容になっている。それから、最終的な選定プロセスについても、それぞれの審査基準表にある数字として当然あらわれてくるが、単純に5人の点数を足して一番点数が高かったものが選ばれるというのではなくて、それぞれの委員の評点をしてもらい、一たん合議をするということによって最終的な選定を行うことについても、第1回の選定委員会で確認事項として区から提案をしていく。

司会 それでは、次の議題に入る。きょう付の資料で、事業者選定基準の視点の補足資料についてまず区のほうから説明してほしい。

課長 こちらは事業者選定基準の視点の補足資料として前に出していたが、選定基準の視点についても変更した部分もあり、それとの整合性を図っていかなければいけないという指摘も受け、直した。A 提案書等による審査、B 現地調査による調査と、C 園長候補者ヒアリングという形に審査基準表も変更したので、こちらの視点の補足資料もそういう項目立てをした。その他、見返して、言葉としてより適切な部分、字の間違い、そういう部分を直した。12ページでは、障害児の関係で選定基準の視点も変更したので、そちらも視点の部分の表記を挿入した。

14ページの給食に対する取り組みについて、中ほどのところで食物アレルギー等に対しという、除去食、代替食等の給食対応実施ということである。その下に括弧の中で、実態調査の人数を、16年度の新しい数字に変えている。表記としてより適切な言葉ということで、食品添加物と書かれているところを化学調味料とした。内容的に化学調味料というほうが適切ということで変えた。

(17) 職員配置、視点で挿入された部分について、8番目の中点の部分だが、職員間、職種間の連携については配慮されているか、というところを入れた。

16ページ、以前は中ほどに法人の決算書等というのが入っていたが、審査基準から抜いたので、削除し、準備委託の項目を繰り上げた。



その下の事業経歴・実績は別の審査基準ということで、B 現地調査による審査としてあげた。同様に、C 園長候補者ヒアリングによる審査を書かせてもらい、全体として今までの協議の部分と整合性をとったところである。

司会 保護者側から質問等はあるか。

保護者 保育の計画等の内容が入っているが、子どもたちの記録をきちんととっているかどうか、そういう視点がここに今、あらわれていないと思う。例えば毎月とか、毎週とか、子ども1人1人の記録があるかとか、もしくはクラス単位でまとめているかとか、そういう記録をきちんととって、1人1人をきちんと見ながら保育をしているかどうか、そういう視点もぜひ加えていただきたい。

課長 当然子ども1人1人の記録、成長の記録、いろいろな記録、そういうものについて各保育園では児童票ということで保管しているが、そのものを見ることは難しいが、当然、記録しているかどうかを確認することは大事なことだ。

保護者 実地調査もしくは書類審査の中で、実際に事業者が運営している保育園の園児の個人名まで明らかにしてということではないが、そういった書面の管理、考え方としてそういう子どもたちをきちんと見て記録をとりながらやっているか、そこを視点として加えていただきたいということである。

保護者 確認させてほしい。それは現地調査のときにということか。そうではなくて、選定の際と理解してよいか。

保護者 選定の中で、プロセスとしては実地であろうが、書面であろうが、いずれでも構わない。全体のプロセスの中でその視点を加えてほしいということである。

課長 それは結構だ。

部長 今の発言の内容については、審査基準表でいうと(3)の4つ目に、子ども1人1人の発達状況に応じた保育目標を設定し、関係職員に周知する体制にあるかという中で、審査基準の視点を見ていただくと、3番目の最後に、1人1人の子どもの発達状況、保育目標、生活状況について記録し、関係する全職員に周知されていて、それに基づいて見直しのための会議が定期的あるいは必要に応じて開催できる体制にあるか、という内容がある。記録は当然と思い、視点には入れた。補足資料の中では、この視点のさらに補足ということで書いてあるので触れていないが、記録の整備、そして、それが保育に生かされているという視点、これをきちんと持つことは大変重要なことだ。指摘のとおりだと思っているので、この選定基準の視点の2ページの上に当然入れたつもりである。再度の指摘でもあるので、その辺の表現の仕方も含めて考えてみたい。

司会 次にいく。保護者からの提案で、時間がないので覚書については後に回して、今後の協議会スケジュールについて話したいということだが、区側はそれでよいか。

部長 確認というか、区のほうでお願いしたいのが、21日のプレゼンテーションの段取り、現地調査の話、第1回の選定委員会で選定委員と確認する事項、これらを改めて確認の意味で申し上げて、ご意見をいただきたい。そういう時間はないか。5分ぐらいで終わると思う。

(保育時間の確認等の部分を一部省略する)

司会 保護者側は、いいか。では、5分間。

課長 第1回選定委員会において、確認しなければいけないものと認識しているものを協議会の中でも話しておかなければいけないと考えている。要綱上は、まず会長の選出が必要ということで会長選出をする。また、暫定の選出するための議長というか、座長については児童青少年部長が取り仕切って会長を選出する。その後、選出された方が会長をするという形になろうかと思う。会長に何かあったときには職務代理も指名するという形で、そういう手続を行う。今回の協議会の中でも出たが、合議が基本ということで、要綱上は過半数で決定となっているが、協議会の論議も踏まえて、運用上、合議による議決を基本としたいということを選定委員に申し上げたいと思っている。合議といっても意見が合わないという項目も出てくると思う。そのときは、反対者についてはみずからの意見について公表、あるいは明示することを求めることができる。それから、付帯意見がある場合には、そういうことを明示することを求めることができるという形で選定委員の選定委員会の中ではそういう扱いをしていきたいということをお願いしたい。

選定委員会については、やはり選定委員の自由で公正な判断を保証しないとけないということで非公開とするということであるが、ただし、プレゼンテーションにおいては例外として、光八の保護者の傍聴を認めたい。事務方としては、傍聴する際に、クラス名なり名前なりを受付のところでいただくことを考えている。

情報公開の関係だが、私どもとしてこの選定委員会について、それぞれ自由な意見交換、討議をしてもらいたいので、議事録については現在のところ作成を考えていない。ただし、選定委員会に提出された資料は、情報公開条例の対象文書となると思っている。

先ほども出たが、最低基準の考え方についても協議会の中でこういう形で審査基準表の中に反映して考えていくということを選定委員に申し上げ、またご意見もいただくということである。

選定のプロセスだが、まずは各委員に評価をしてもらい、その上で合議をして決定していくという、そういうプロセスを経ていく考えだ。

審査基準表の審査項目、選定基準の視点等だが、それに委員からもこういうものも追加したほうが良いという話も一部いただいております、委員から変更とか追加、こうしたほうがより選定しやすい、選定がきちんとできるということであれば、選定委員会の中で、ではこの審査項目も入れると決めて、新たに追加するということもあり得ると考えている。

最低基準や加重点、保護者から4対6という、そういう強い気持ちがあることをもちろん伝えるが、そういうバランスについて、委員からこういうほうがよい、という意見があれば、選定委員会の協議の中で決定すると思っている。

現地調査について先ほど申し上げた。これは23日から6月10日ぐらいまでの3週間の中で考えている。認可保育園が多く運営しているという事業者については、原則として園児数の多い保育園を調査すると考えている。

先ほどの現地調査時の評価ポイント、いろいろ意見をいただいた。保護者が把握された光八の保育の質を参考にして、区も保育の内容を検討し直す部分もあるのではないかと、それを選定委員も含めて意見を聞いてほしい、という話をいただいた。

区としては、調査時の評価ポイントを参考にしながら調査を実施し、最終的には審査基準表に落とし込む、これが基本と考えている。この辺も選定委員会で意見をいただいで決めていきたい。チェックシート、評価ポイントが少し細か過ぎるのではないかとの話もいただき、肝心なところ、実際に現地に行ってみる事のほうが重要ではないかという話ももらっている、そこら辺の意見をもらいながらしていきたいと思っている。

プレゼンテーションとヒアリングだが、プレゼンを傍聴してもらい、午後にヒアリングをする。事業者によっては、園長候補がプレゼンをすると思定しているところもあるので、園長候補を保護者にも見ていただける。ただ、ヒアリングは選定委員が行うので非公開とさせていただきたい。園長候補ヒアリングは、プレゼンテーション、最後のヒアリング時、現地調査時に行いたいと考えている。先ほど申したように、現地調査のときは日程が平日なので厳しいかもしれないが、光八の保護者の参加を数名考えているが、こちらは意見をいただきたい。

スケジュールについては、5月17日が第1回、プレゼンテーションは5月21日、ヒアリングがその午後、現地調査は5月23日から6月10日の間の5日、1日に1園ぐらいであろうと考えている。時間的には午前10時から1時過ぎぐらいかと思っているが、選定委員から違う意見が出ることもあろうかと思うので、意見を聞きながら、ということになると思う。私どもの予定として、第4回を6月15日に予定している。そこで事業者を選定していきたいと考えている。

司会 かなり情報量が多かった。ホワイトボードも満杯なので、ここで5分の休憩をとらせていただく。

(休憩)

司会 再開する。では、選定委員会等の流れを受けて保護者側から願います。

保護者 まず、情報公開のところ、以前も確認して多分大丈夫だろうが、選考結果の公開、当然事業者名は伏せてだが、これはお願いしたいということが1点だ。

議事録については特に作成しないということだが、こちらについては選定委員と相談してもらい、後で言った、言わないという余計なトラブルを防ぐという意味では、要点記録ぐらいはつくったらどうか、率直な感想だ。

反対意見の方の云々、それも尊重して明示してというところがあったが、いまひとつ意味がわからないので、ここをもう一度わかるように説明いただきたい。

プレゼンは当日、光八の保護者は傍聴可能だ。午後のヒアリングは、非公開とさせてほしいとのことだ。非公開は結構だが、であれば、園長ヒアリングができなかった事業者に対して、後日、保護者も数名参加できるようにするとあったが、そうするとプレゼン当日の午後のヒアリングの非公開と整合性がないと感じた。だから、ヒアリングが午後非公開なのであれば、選定委員会の中できちりヒアリングを行ってほしい。保護者は、会えなかった園長のところのこのこ行ったりしない。

最後、確認だが、5月21日のプレゼンの場所と開始時間を教えてほしい。

部長 まず、事業者の決定後の公開は、変わっていないので、そのとおりだ。

要点記録ぐらいはつくってはどうかという指摘をいただいた。先ほどいろいろ話をした中でもあったが、要するに区はこう考えているがいかがかという確認の項目

だけと理解いただきたい。そういう意見を保護者からもらったということも付して話させていただきたい。おそらく要点記録はつくるのではないかと、思っている。

反対意見の明示についてだが、有識者は今回3人が入った。それぞれ専門性を持った立場で選定にかかわっている。立場という言葉がおかしければ、専門性に基づいて責任ある判断をなさるだろう。例えば合議が基本だから、合議をしなければ決定には至らない。最終的な決定はそういうことであっても、例えば全体としてはそれでいいが、自分としてはこういう意見を持っているとか、あるいは、この部分については反対の意見を持っている、といった場合に、その委員が自分でそういう意見をきちんと公の選定委員会という場で言ったということを残してほしい、ということがあれば、これは「できる規定」だから配慮する、という意味である。私も公務員が会議をする場合にはあり得ないが、議会で、会派それぞれ、自分自身の主義・主張があるわけだから、委員会として、あるいは議会全体としては反対という意思表示がなっただとしても、自分は少し違う意見を持っているといったときに、きちんとその意見について、自分は反対というか、そういう意見を言ったということを残してほしいと、記録に残してほしいということがよくあるものだから、そういうことも可能だ、ということをご提案しようかと思ったわけである。

それから、現地調査の際の保護者の参加の話についてはわかった。選定委員で行わせていただきたい。

それから、プレゼンテーションの日程である。これは傍聴を認めるという関係があるので、5月21日土曜日の午前9時30分から開始する。場所は区の職員研修所だ。相当数来られるという認識があり、一定程度人が入る会場ということで、あちらこちら探したが、ここで行いたいと思う。予定では1時近くまでかかるかと思っている。よろしくお願ひしたい。以上だ。

保護者 2点、確認がある。1点目はこの時間帯の保育の確保をお願いしたい。それと、先ほどと絡んで、プレゼンの演者に園長候補が云々というのは、法人の考えることだろうが、別にそれは我々も望んでいないので、別に口べたな園長でもいい人はいっぱいいるし、もしいるのであれば、横にいてあいさつというか、この者を園長候補として考えているというぐらいの紹介とか、逆にその程度で構わないと我々は考えている。そんなにはこだわらない。

保育については、場所が遠いので、前後1時間ずつぐらいとってほしい。8時半から2時ぐらいまでしていただくとありがたい。昼寝が終わる3時まで、いいか。給食もお願いしたい。

保護者 1時というと、普通は寝ている。

課長 もし、参加する方の規模の予想がつくのであれば教えていただきたいが、分からないと思うので、私どもで確認して、その方向で調整させていただきたい。確認と調整に時間をいただきたい。

保護者 早目に通知をいただいて、時間を調整するという意思があるならば、その意思を早目に出してもらえば、こちら時間も変えて出すということは可能なので、早目にやっていただきたい。

保護者 もう1点追加で確認だ。反対意見について、いつどのように明示するのかという

ところをもう少し教えていただきたい。要は、要点記録を仮にとったとしても基本的に公開しないものだろうと思う。とはいえ、反対意見のある方について、それを残すというか公開するというようなニュアンスのことを言っていたと思うので、ちょっとわかりにくい。何のためにするのが非常にわかりにくい。

部長 わかりづらい、逆に使われる可能性がある、ということがもしあるのであれば、こだわらない。どうしても私どもは議会の関係がよくこういう会議で問題になるものだからこのような扱いにしたが、そういう懸念があれば、私どももこれについて特段要請があった場合にはこういうことも可能だ、できるという程度の中身であるので、あえて確認事項に入れないで、そういうことであつたら、委員どうして協議をするという形で、区からは提案しないということでもいい、と思っている。

いずれにしても、それぞれの委員の専門性に基ついて最終的には合議で決定するという大前提があつての話なので、それを何か崩すみたいな印象にとられると本意ではない。差し支えなければ削除した形でやっても構わないと思っている。

保護者 合議で合意できなかった場合に、どうしてもそれを意見として公にしておきたいという委員がいた場合に公開できるようにしておくということか。

保護者 事業者の決定後、要は選定委員会として仕事を終えて、公開する部分を、公開すべきタイミングに、その部分をつけて出すということか。

部長 その方法についても当然協議の中身、確認の中身になるうかと思っている。では、選定の過程をすべて出すのかという逆の話になってしまうので、技術的には非常に難しいかと思っている。こっちから言っておいて申しわけないが、議会の場合にはそれぞれ会議録が公開なものだから、そういう中で反対意見についてはきちんと明示をするという、そういう慣行があつたのでここに載せたが、指摘のように、プロセスの中でそれが出してしまうとかえって無用な混乱になり得るので、これについては慎重に対応をさせてほしい。ある意味では合議が基本ということが大前提ということで確認をし合うということによいのかと思っている。

保護者 今の項目について、保護者側が特別に削除を求めるというものではない。選定委員会で委員と話して決めていただければ結構である。

司会 よろしいか。では、協議スケジュールについて話をしたいということだ。

保護者 きょう、紙ベースも何も持ってきていない。データで出しているだけなので、週明けに文書で出す。とりあえず保護者側として、あとどれぐらいのペースで協議会を持って、どういう項目について協議が必要か、そういう認識で作ったものである。きょうは5月14日で第11回だが、基本的には2週間に一遍ペースでないと厳しい。というのは、今の予定では、7月にはもう業者が入ってきてしまうので、我々の希望としては、覚書の中身、覚書の締結、9月以降の運営委員会の細目についての合意を6月いっぱいをめどに区側とやりとりしていきたい。だから、6月いっぱいには覚書の締結を終えて、運営委員会の細目についても6月いっぱい合意したい。この2つについては業者をまじえて話すべきものではないと考えている。ここについては区も同じ意見だと思うが、それが1つだ。

あと、6月中にやっておかなければいけないということで、やはりフォロー体制、引き継ぎのことなども、5月中に詰めておきたいということで、項目については区

側から出た資料の文言を引き継いでいるので、それをどのタイミングでということ  
で落としてある。7月以降については、これは賛否あるかもしれないが、一応プレ  
ゼンで聞いたとはいえ、7、8月、この2カ月については業者もまじえて三者とい  
う形になろうかと思う。要するにプレゼンでやったこと、提案してきたこと、それ  
について実際にもっと細かくどうなのか、というところだ。その辺を事業者に説明  
してもらおう。それで我々の希望を伝える。そんな機会を持っていけたらと思う。

回数については、とりあえず月2回でとっているが、我々のほうである程度納得  
できるものが終われば、回数は減っていても構わないし、一応これはあくまでも  
仮なので、この2週間に一遍ペースというのもまた、先々、ではここは1回でいい  
だろうとか、そういうこともあるかと思うので、仮ということになっている。内容、  
協議項目、すぐは期待していない。週明けにこの資料をそちらに渡すので、よく議  
論してもらい、また返していただければと考えている。

選定の過程とか、その辺のスケジュールとの絡みで厳しいというところもあるか  
もしれないが、その辺を含めて返してほしい。

課長 スケジュールだが、詳細については週明けに文書をもってから検討するが、私  
ども、大枠の流れとして違和感はない、と思っている。次回については、私どもが  
28、29日で提案しようと思っていたので、きょうできなかった覚書、運営委員  
会について、前に出した資料もあるので、それを中心に協議したい。引き継ぎにつ  
いても、どこまでできるかということもあるかもしれないが、結構である。

司会 よろしいか。では、スケジュールについては保護者から区に文書がいて、区の  
ほうで検討してもらい、返してもらい調整するというところでお願いします。

次だが、その他確認事項というところか。

司会 運営委員会については、今、言った。仕様書のことは確認をとっていない。

保護者 覚書のところで、事業者と取り交わす契約書、仕様書で、我々としては個別協議  
会で確認させてほしいということに対して、区側は「要求事項どおりと考える」と  
いう返答だ。だから、契約書とか仕様書については、我々が今まで協議してきた中  
でした合意した事項について、盛り込んだものが出てくるのだろうという認識でい  
るが、それをチェックさせてもらうということによいか。

おおよそのめどを言えるのかどうかはわからないが、契約書と仕様書は、業者が  
決まって、契約がいつかによってもまた出せるタイミングがあると思うが、その辺  
のスケジュール、契約時期はどうか。世間一般の商慣習からいうと、7月から  
仕事が始まる場合は、6月までには契約を取り交わしていないと、業者は実際の動  
きというのが、手続の中でできないと考えている。だから、17日に決まったとし  
て、6月中には業者と契約を取り交わす。これについて、仕様書も当然ついてくる  
わけだから、その意味も込めて、先ほどのスケジュールの中で4週目までには仕様  
書のチェックを終えているというイメージだが、その認識によいか。

課長 当然仕事に入る前に契約書を結んでいないと、正式に動けない話だ。その前に契  
約を結んで仕様書も契約書とともにできているという形になる。具体的にその案を  
いつ出せるかという話になると思う。それは協議会のタイミングとうまく合うかど  
うか、どの段階で出せるかというのがあろうが、ご発言の認識は区も持っている。

ただ、ではいつ出せるか、きょうの時点では申し上げられる状況ではない。いずれにしても早急に契約書・仕様書も最終的に6月中に結んでいく話だから、原案をつくりながら事業者が決まったら調整していく形でしていくと思っている。

保護者 では、仕様書についても、スケジュールを検討するときにその時点で検討して、こちらに戻すときにスケジュールとして反映していくことはできないか。

課長 そういう方向で考えてみたいと思う。

司会 それでよろしいか。では、最後に覚書については、具体的な資料がウォールポケットにもきょうの資料にも出ていないので、どういう状況になっているのか、説明していただきたい。原案はこんな感じというものを説明してほしい。

保護者 当初、最初区側で作成という話だったが、まずは保護者の考えるものを盛り込むべきということで出した。それを今週はじめに出している。それに対して区側の考え方ということで、きのうデータでいただいている。きょうこの場でこの資料が出てきている、そういう経緯だ。先ほどスケジュールの中でも話したが、6月いっぱいをめどに、これを見ると、要求事項どおりと考えるものもあれば、そうでないものもあるので、もう少し時間がかかるだろう。さらに、これをお互いにすり合わせて、文書化してもらい、最後に合意することになる。きょうはとりあえず区の考え方をもらった段階で、我々として感想程度のことだが、若干言わせていただく。さらに、これに対してぶつけるものはもう少し時間をいただきたいと考えている。それでよろしいか。説明をしていただきたい。

部長 覚書については、当初私どもが認識していた中身と皆様が思っていた中身が若干違ったという思いがあるが、皆様から出してもらったことで、逆にその辺がはっきりしたと思っている。基本的に覚書を交わすこと自体は私どもも了解している中身だから、中身の問題だろうと思っている。

まず、委託開始前だ。最初の項目、今後の公募不調について、公募要領の条件を満たさないという意味と思っているが、これは委託そのものの瑕疵ではなく、あくまでも手続の問題だ。委託そのものを凍結は考えてはいないという意味である。あくまでもプロポーザル手続の中で処理すべきものということで表記のような内容になっている。なお、1点、教えていただきたい。要求事項を読んで、「光八の民間委託は一時凍結し、是非を全体協議会で協議する」というところが、いくつか出てくる。これは何の是非なのか、一時凍結をするという判断の是非なのか、委託そのものの是非なのか、教えてほしい。それによってまた変わってくる。

事業者と取り交わす契約書・仕様書は、先ほどのとおり了解する。

事業者が辞退した場合、これもプロポーザルの手続の中で処理すべき問題と考えているので、再度公募を行う、あるいは次順位の事業者繰り上げを含めて、区が決定するのではなくて、皆様と協議をして決めていきたいというスタンスだ。

9月1日の時点で公募要領が満たされなかった場合、仮の話なので、難しい回答にならざるを得ないが、区としては、当然、まずきちんと条件を満たさせるということが最初にあるべきと考えている。したがって、改善書を提出させて、期限を定めて改善を要求する。改善結果については運営委員会において確認する。その結果、改善がなされていないと運営委員会が判断した場合には区が契約条文に基づいて処

理をする。契約条文もさまざまあるだろうが、解約という条項に該当すると判断した場合には契約解約ということになるので、この場合には9月1日時点での話だから、17年度いっぱい、来年の3月までは区の直営で運営をする。その後の対応については個別協議会において協議をしていきたい。

次に、委託開始後である。委託開始後で基準が守れなかった場合の措置の項目だ。要求事項のところ、「直ちに光八の民間委託は中止し公設公営園へ戻す」その下に「光八の民間委託は一時凍結し、是非を全体協議会で協議する」とあるが、これは並列の話なのかわからなかったが、左側の項目に対応している話とも思えたものだから、これも後で教えていただきたい。区の基本的な考え方は、先ほど同様、守れなかった場合には当然守らせる、下がった場合には上げさせるというのがまず前提となる。そうでなければ区立保育園という区の責任を果たせないから、当然これはそうさせていただきたい。それが前提である。なお、先ほどの9月1日時点の話と違うのは、これは委託開始後だから、一定程度委託がなされ、運営されている途中でこういうことが起きた場合と理解した。そういう場合に直ちに区へ戻して、果たして区のほうで体制がとれるのかどうかという非常に重要な問題がある。したがって、いたずらに混乱を来すことが果たしていいのかどうか、これについてはやはり慎重に考えるべきだろうということで、このような表現になっている。

サービス内容の変更、サービス拡大について、運営委員会で協議することについてはこのとおりである。

内部調査の話だが、この辺も区で何を調査する趣旨なのか、わからなかった。委託後のチェックについては運営委員会並びに第三者評価においてするというのが、皆様に対する話なので、その形で行きたい。内部調査についても、もう少し概念について説明いただきたい。

3番目の更新時の扱いだ。原則については委託内容水準を変更しないこと、サービス内容を変更する場合は運営委員会で協議すること、これはそのとおりだ。

委託業者の変更で、今回決定した応募要領の委託基準は変えないこと、そして、たぶん、この水準を下げないことという意味だろうと思うが、それは了解である。ただ、全く変えないという意味ではなかろうとは思ったが、念押しの意味で、当然変更するということは、更新のときとはいえ、変更する何らかの理由がそこにあるわけだから、その理由をとらまえて、このように蛇足的に書いた。

協議会を実施し、十分な引継ぎ期間をもって変更することはそのとおりだ。

その他のところで、運営委員会の位置づけ、権限等については別途皆様と協議する中身だろうとあっていて、覚書の内容に項目だけあげてあるが、趣旨がわからなかった。もう少し具体的に示していただきたい。

概略申し上げた。一時凍結、あるいは委託中止については、契約のあり方として、また、区が責任を負っている保育園のあり方として、直ちに契約破棄、契約解除に持っていくというのはいかがなものなのかと思っている。最終的な手段として契約解除が当然あり得るし、当然債務不履行による損害賠償も当然あるわけだが、その前に債務を履行させること、これがまず前提と思っている。

全体協議会の中で協議すべきである、この辺の趣旨はおそらく個別協議会の中で



持ち切れない部分があるということだろうと推測しているが、全体協議会の性格からすると、光八の応募要領、光八の委託に向けてのプロポーザル等にかかわる個別の問題と思っている。全体協議会については、立ち上げについて準備を進めているところだが、現時点で立ち上がっているわけでもないの、そういうものを覚書の中に明確に位置づけておくのは難しい。全体協議会の性格からいって、委託化の諸課題の対応、つまりこういう課題にはこう対処していこうということを協議する場であり、また、全体の委託のあり方、方向性を議論する場であろうと思っている。全体協議会は、「これはよいこと悪いこと」という是非を判断する場と考えていないという前提だ。個別協議会の中での検討という考え方として示している。

雑駁で申しわけない。やりとりが当然あるだろうと思っているので、次回以降、細かいところを含めて区の方考え方を話させていただきたい。

司会 今の説明を受けて保護者から何かあるか。

保護者 質問を先に答えるが、是非とは何の是非かという話だが、そもそも今回の民間委託という意味だ。委託開始後の部分、2つ並べるということだが、基本的には同じ意味のことで言っているつもりだ。左側に対応させて書いているつもりではない。複数の意見がいろいろ出ているので、それをそのまま書いたというだけだ。

それから、内部調査は、確かに運営委員会でそういう議論をすると思うが、例えば事故の原因を調査するとか、そういうものまで運営委員会で行うというのは非現実的だと思う。事故とか、いろいろな問題が起きたときに、少なくとも事業者以外が行う調査というものが必ず必要であろう。要は、その報告を受けて運営委員会の中でどう対策を立てていくかという議論は当然するかもしれないが、少なくとも事業者だけが勝手に、これは子どもが勝手にやったことだというような、そういう報告書が出てこないようにしたい。区が責任を持ってすることもかもしれないが、事業者の報告だけに任せるという形ではなく、調査の仕組みが必要だと思う。

最後、運営委員会の位置づけ、権限等だ。これだけ入っているのはイレギュラーかもしれないが、要は運営委員会の位置づけ、いわゆる基準等は事業者を含めて決めるのではなくて、あくまでも保護者側と区で決めることである。6月中に決めるという、先ほどのスケジュールにもあったが、事業者が入る前に位置づけは決めるものだ、という趣旨である。質問に関しては以上だ。

全体に関して、少し補足させていただくが、まず委託開始前の状況に関してだが、今、協議会を進めながらこういう形でここまで来ている。先ほど部長がプロポーザル手続と言ったが、この部分、私たちは決して納得しているわけではない。最初に何度も言っているが、本来、区と保護者側で光八の現状把握から始めて、例えば今回の民間委託の方法がいいのかとか、いろいろな方法、委託の方式も含めて、そこから議論すべきというスタンスであったものが、スケジュールに関しては2月の時点で区長の所信表明という形が出てしまったところから、こういう形で進めざるを得なかったというのが私たちの正直なところである。

その中で、結果として、どういう形であれ、その不調、あるいはその事業者が辞退するとか、あるいは条件を満足できなかった場合は、明らかに何らかの原因があったのであろう。今回の手続そのものがいけなかったとしか考えられないわけだ。

だから、少なくとも今回の区の進め方に関して、何が問題だったのか、区長の所信表明のスケジュールが間違っていたのか、そういったものを含めて区で明解な答をいただかない限り、そこでまた、不調だったからもう1回公募すると言われても、私どもはとても応じる気にはならないし、方式を変えるのであれば変えるとして、もう一度ゼロに戻ってやり直すべきと思っている。

確かに全体協議会で議論すべきかどうかは、その原因によって変わる。もともと今回の委託の仕方そのものが間違っていれば、当然全体協議会にも波及するだろうし、光八の個別に解決できる問題であれば、個別でもいい。思いとしては、今回のプロポーザルで、どんな形であれ、事業者への委託ができなかった場合の責任は区の今までの進め方だと思っているからだ。何らかの明解な答をもらい、再度仕切り直しという形でなければ私どもは応じられないという思いだけである。

委託開始後に関しては、区が去年の8月の時点で言った「保育サービスの水準は下げない」という大前提をもとにずっと話してきたから、原則は、下げたら即刻、事業者の契約解除という思いがある。確かに、例えば職員が1人たまたまやめて人数が足りなくなったとか、そういう細かいことで確かに解除ということはないだろう。逆に、そういう細かい部分が例外であって、あくまでも現状の光八の水準が守れなかった場合、サービス水準が下がった場合、そういう場合は原則通りとすべきだ。逆に例外を協議していくことに関しては応じても構わないと思っている。

司会 今回、全部詰めていくわけではない。とりあえず区側の考え方と保護者側の考え方がこうであるということで、これからの協議会の中で具体的な文書にたどり着くように協議していくということではいいか。他にきょう協議することはない。原則的には、合意事項について確認すべきだが、保育時間の関係があるので、どうするか。

課長 文書、データのやりとりでもよいかと思う。

司会 保護者側もそれでいいか。では、次回の協議会について確認する。

課長 区としては5月28日と考えている。場所は体育館だ。

司会 では、5月28日2時からでもいいか。後で調整するというので、他ないか。

では、これで第11回協議会を終了させていただく。感謝する。